

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年5月29日

【事業年度】 第2期中（自2023年9月1日 至2024年2月29日）

【発行者名】 トークン・ツー合同会社

【代表者の役職氏名】 代表社員 一般社団法人トークン・ツー
職務執行者 鄭 武壽

【主たる事務所の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

【事務連絡者氏名】 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社
取締役 常務執行役員 私募ファンド運用本部長
神谷 栄次

【電話番号】 03-5439-8711（代表）

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【組合等の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

トーセイ・プロパティ・ファンド（シリーズ2）（以下「本匿名組合」といいます。）の事業年度は、初回を発行者が各投資家との間で締結した匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」といいます。）の締結日である2023年2月14日から2023年8月末日までの期間とし、その後、2023年9月1日以降毎暦年の9月1日から翌暦年の8月末日までの12か月の各期間をいいます。

期別	第2期中
決算年月	2024年2月
営業収益 (千円)	29,736
経常利益 (損失) (千円)	241
中間純利益 (純損失) (千円)	241
出資持分総額 (千円)	558,475
発行済出資持分の総数 (口)	114
純資産額 (千円)	558,233
総資産額 (千円)	1,184,366
1口当たり純資産額 (円)	4,896,786
1口当たり中間純利益 (純損失) (円)	2,121
分配総額 (千円)	12,722
自己資本比率 (注1) (%)	47.1
自己資本利益率 (注2) (%)	-

(注1) 自己資本比率 = 中間純資産額 / 中間総資産額 (小数点第2位四捨五入)

(注2) 当中間期自己資本利益率につきましては、中間純損失を計上しているため記載していません。

期別	第1期
決算年月	2023年8月
営業収益 (千円)	32,157
経常利益 (損失) (千円)	1,398
当期純利益 (純損失) (千円)	1,398
出資持分総額 (千円)	570,000
発行済出資持分の総数 (口)	114
純資産額 (千円)	571,398
総資産額 (千円)	1,195,636
1口当たり純資産額 (円)	5,012,271
1口当たり当期純利益 (純損失) (円)	12,271
分配総額 (千円)	12,923
自己資本比率 (注1) (%)	47.8
自己資本利益率 (注2) (%)	0.2

(注1) 自己資本比率 = 期末純資産額 / 期末総資産額 (小数点第2位四捨五入)

(注2) 自己資本利益率 = 当期純利益 / 期首期末の純資産額の平均 (小数点第2位四捨五入)

（２）【組合等の出資総額】

2024年2月29日現在の組合等の出資総額、組合等が発行する出資持分総数及び発行済出資持分の総数は以下のとおりです。

出資総額	570,000千円
出資持分総数	上限の定めなし（注）
発行済出資持分の総数	114口

（注）本匿名組合員（発行者との間で本匿名組合契約を締結した者をいいます。以下同じです。）は、本匿名組合の営業者である発行者が要求し、発行者と別途合意することを条件に追加出資を行うことができます。なお、本匿名組合員は追加出資の権利が付与されているわけではなく、また、いかなる場合であっても追加出資義務を負うわけではありません。

また、最近5年間ににおける出資持分総額及び発行済出資持分の増減は以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済出資持分総数（口）		出資持分総額（千円）		備考
		増減	残高	増減	残高	
2023年2月14日	匿名組合出資	114	114	570,000	570,000	（注）
2023年11月30日	現金分配	-	114	11,524	558,475	

（注）1口当たり発行価格5,000,000円にて、本匿名組合が成立しました。

（３）【その他】

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実
該当事項はありません。

契約又は規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項

イ 契約又は規約の変更

該当事項はありません。

ロ 営業譲渡又は営業譲受

該当事項はありません。

ハ 出資の状況その他の重要事項

前記「(2) 組合等の出資総額」をご参照ください。

訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

2【組合等の運用状況】

(1)【投資状況】

本匿名組合の当中間決算期末における投資状況は、以下のとおりです。

資産の種類	保有総額（千円）	対総資産比率（%）
信託土地・信託建物	1,041,492	87.9
信託現金及び信託預金	53,745	4.5
その他の資産	89,129	7.5
資産総額	1,184,366	100.0
負債総額	626,133	52.9
純資産総額	558,233	47.1
負債純資産総額	1,184,366	100.0

発行者は、本匿名組合契約に基づいて各投資家より受領した出資金及び借入金を原資として、下表記載の不動産（以下「本不動産」といいます。）に係る信託受益権（以下「本信託受益権」といいます。）を取得しています。

富ヶ谷小川ビル		分類	事務所		
運用資産の概要					
取得年月日	2023年2月17日（注1）		運用資産の種類	信託受益権	
取得価格	1,050百万円（注2）		信託受益権の概要	信託受託者（注4）	株式会社きらぼし銀行
鑑定評価額 （価格時点）	1,200百万円（注3） （2024年2月29日）	信託設定日（注4）		2023年2月17日	
		信託期間満了日（注4）		2033年2月28日	
所在地（住居表示）	東京都渋谷区富ヶ谷二丁目41番12号				
土地 （注5）	地番	東京都渋谷区富ヶ谷二丁目1414番2		建築時期	1991年9月
	建ぺい率	80%		構造	鉄筋コンクリート造陸屋根
	容積率	300%		階数	地下1階付4階建
	用途地域	近隣商業地域		用途	事務所
	敷地面積	399.06㎡		延床面積	1,414.74㎡
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
賃貸可能面積 （注7）	1,105.60㎡		稼働率（注7）	100.0%	
賃貸借残存期間 （注7）	0.55年		賃料総額（月額）（注7）	4,277,395円	
PM会社（注8）	トーセイ・コミュニティ株式会社		ML会社（注8）	トークン・ツー合同会社	
短期修繕費 （注9）	7,490千円		長期修繕費（注9）	55,340千円	
新耐震／旧耐震の別	新耐震基準		PML（注10）	8.0%	
鑑定NO1 （注11）	42,723,839円		鑑定NO1利回り（注12）	4.1%	

物件の特徴

本不動産が所在する渋谷区は、都心5区の中の1つで、富ヶ谷2丁目は渋谷区の西方に広がるエリアです。エリア全体が閑静な高級住宅街として名高く、戸建て中心に中層の共同住宅が建ち並んでいます。

エリアの北東方に代々木公園が、南西方には目黒区立駒場公園が在し、最寄り駅周辺に集積する物販・飲食店舗等の利用が可能で、居住環境は良好です。

鉄道駅はエリアの北方に、小田急線「代々木八幡」駅（徒歩7分）、「代々木上原」駅（徒歩7分）、東京メトロ千代田線「代々木公園」駅（徒歩7分）が在し、都心へのアクセスは、「代々木八幡」駅から「新宿」駅まで約6分、「代々木公園」駅から「渋谷」駅まで約10～12分（乗換え1回）、「大手町」駅まで約18分と、極めて良好です。

「代々木八幡」駅、および近接する「代々木公園」駅周辺には多数の物販・飲食店舗の他、金融機関、クリニック等のサービス店舗が建ち並び商店街が形成されており、また、大型商業施設が集積する新宿、渋谷へも電車で10分程度です。

「渋谷」駅周辺は、再開発による新規供給により二次空室が発生しやすい状況にありますが、本不動産が在する富ヶ谷エリアの賃貸需要は中小企業が入居する50坪前後の区画規模が中心で、大型再開発プロジェクトの二次空室の影響は限定的と考えられます。

商住混在地域に属する中層の事務所ビルで、一般的な立地適正が優れているものではないものの、近隣周辺に同規模、同品等の事務所ビルは乏しく希少性が認められることに加え、閑静な執務環境を嗜好するテナントは一定程度存在しており、現に本不動産の稼働状況は好調に推移しています。また、周辺地域の地価は概ね上昇傾向にあり、利便性等を勘案し、当面底堅く推移するものと考えられます。

建物は鉄筋コンクリート造、外壁タイル貼りです。やや経年を経ているものの、バリューアップ工事が施工され、スポンサー指揮のもと、トーセイ・コミュニティ株式会社がプロパティマネジメントを行い適切な維持管理がなされています。同種物件に比して十分なグレードを有すると言えることから、代替・競争関係にある不動産との比較においても相応な市場競争力を有するものと考えられます。

特記事項

該当事項はありません。

- (注1) 「取得年月日」は、不動産信託受益権売買契約書に基づき記載しています。
- (注2) 「取得価格」は、不動産信託受益権売買契約書に基づき、売買媒介手数料、公租公課等を含まない売買代金を記載しています。
- (注3) 「鑑定評価額」は、2024年2月29日を価格時点とする日本ヴァリュアーズ株式会社作成の不動産鑑定評価書に記載された評価額を記載しています。
- (注4) 「信託受託者」は、本信託受益権の信託受託者を記載し、「信託設定日」及び「信託期間満了日」は、本書の日付現在効力を有する信託契約書に基づき記載しています。
- (注5) 「土地」について、「地番」及び「敷地面積」は、不動産登記簿上の記載に基づいて記載し、「建ぺい率」及び「容積率」は、建築基準法、都市計画法等の関係法令に従って定められた数値を記載し、「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載し、「所有形態」は、信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- (注6) 「建物」について、「建築時期」、「構造」、「階数」及び「延床面積」は、不動産登記簿上の記載に基づいて記載し、「用途」は、不動産登記簿上の建物種別のうち主要なものを記載し、「所有形態」は、信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- (注7) 本不動産については、2023年2月17日付で信託受託者及びトークン・ツー合同会社との間でバススルー型ML契約（マスターリース契約（賃貸人とテナントとの間に別に賃借人（マスターレッシ（以下「ML会社」）といいます。）を介在させ、投資不動産を賃貸する契約形態をいいます。以下同じです。）のうちテナントからの賃料を原則としてそのまま受け取る契約形態をいいます。）を締結しました。なお、「賃貸可能面積」は、2024年2月29日現在における本不動産に係るテナントとの間の建物の建物賃貸借契約又は建物図面等に基づき賃貸が可能と考えられる部分の面積の合計を記載し、「賃貸借残存期間」は、2024年2月29日現在における本不動産に係るテナントとの間の建物の建物賃貸借契約に基づき、2024年2月29日から本不動産に係る各賃貸借契約に規定された賃貸借契約満了日までの期間を賃料（共益費を含みます。）で加重平均した上で算出した数値を記載し、「稼働率」は、2024年2月29日現在における本不動産に係る賃貸可能面積に対して総賃貸面積（2024年2月29日現在における本不動産に係るテナントとの間の各建物賃貸借契約に表示された賃貸面積又は建物図面等に基づく賃貸面積の合計）が占める割合を記載し、「賃料総額」は、2024年2月29日現在における本不動産に係るテナントとの間の各賃貸借契約に基づく月額賃料の合計を記載しています。
- (注8) 「PM会社」及び「ML会社」は、本不動産について本書の日付現在において有効なPM契約及びML契約を締結している会社を記載しています。
- (注9) 「短期修繕費」とは、主として日常の保守よりも優先的に修繕や部品交換が必要な不具合、保守の遅れが認められるもの、著しく耐用年数が経過しているものに対して、今後1年以内に修繕あるいは更新が推奨される費用をいいます。
「長期修繕費」とは、経年に伴う劣化に対して一般的な機能維持、安全稼働をしていくために修繕又は更新が推奨される費用であり、今後12年間に生じるものの合計をいいます。
- (注10) 地震予想損失率PML値（再現期間475年で生じる損害の予想損失額を再調達価格に対する比率（％）で示したものをいいます。）を記載しています。
- (注11) 「鑑定NOI」とは、2024年2月29日を価格時点とする日本ヴァリュアーズ株式会社作成の不動産鑑定評価書に記載された直接還元法における運営純収益をいいます。なお、不動産鑑定評価書に記載された運営純収益は、運営収益から運営費用を控除したものをいい、減価償却費を控除する前の収益であり、運営純収益に敷金等の運用益を加算し、資本的支出を控除したNCF（純収益、Net Cash Flow）とは異なります。
- (注12) 「鑑定NOI利回り」は、鑑定NOIを取得価格で除した数値を記載しています。鑑定NOI利回りは、トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）において算出した数値であり、不動産鑑定評価書に記載されている数値ではありません。

(2) 【運用実績】

【純資産等の推移】

年月日	総資産額（千円）（注1）	純資産額（千円）（注1）	1口当たりの純資産額（円）
2023年8月31日 （第1期末）	1,195,636 (1,182,713)	571,398 (558,475)	5,012,271 (4,898,907)
2024年2月29日 （第2期中）	1,184,366 (1,171,644)	558,233 (545,511)	4,896,786 (4,785,186)

（注1）「総資産額」及び「純資産総額」は、各計算期末時点の帳簿価額を記載しています。

（注2）金額は表示未満を切捨てて記載しています。

（注3）各計算期末に分配を行った後の分配落後の額を括弧内に記載しています。

（注4）「総資産額」「純資産総額」及び「1口当たり純資産額」については、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

【分配の推移】

事業年度	分配総額（円）	1口当たりの分配金額（円）
第1期 （2023年2月14日 ～2023年8月31日）	12,923,496	113,364
第2期中 （2023年9月1日 ～2024年2月29日）	12,722,400	111,600

【自己資本利益率（収益率）の推移】

事業年度	自己資本利益率（収益率）（%）
第1期 （2023年2月14日 ～2023年8月31日）	0.2
第2期中 （2023年9月1日 ～2024年2月29日）	-

（注）分配前当期純利益を純資産額で除して算出しています。なお、当中間期自己資本利益率につきましては、中間純損失を計上しているため記載していません。

(3) 【販売及び払戻しの実績】

事業年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1期 （2023年2月14日 ～2023年8月31日）	114口	口	114口
第2期中 （2023年9月1日 ～2024年2月29日）	口	口	114口

3【資産運用会社の概況】

(1)【資本金の額】

名称

トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社

資本金の額

本書の日付現在 100百万円

事業の内容

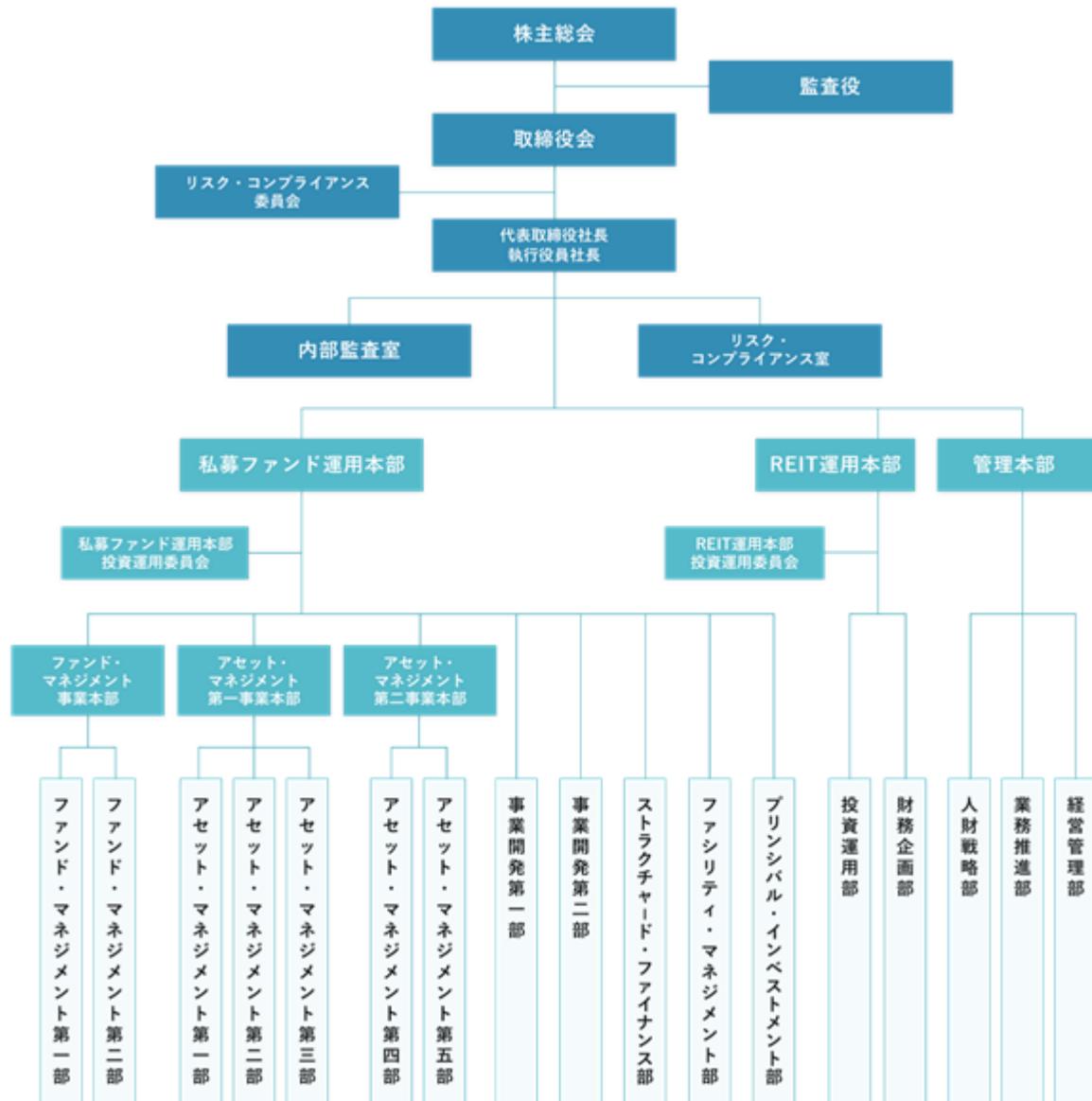
金融商品取引法に基づく登録を受けて金融商品取引業を営んでいます。

(2)【運用体制】

発行者は、その運用権限の全てを本資産運用会社に委託しています。

a. 業務運営の組織体制

本資産運用会社の業務運営の体制は以下のとおりです。



本資産運用会社は、前記組織のもと、発行者との間で締結したアセット・マネジメント契約に基づき、その運用権限の全てを受託した上で、発行者の資産の運用を行います。かかる資産運用に係る業務は、私募ファンド運用本部（ファンド・マネジメント事業本部（ファンド・マネジメント第二部）、アセット・マネジメント第二事業本部（アセット・マネジメント第四部））、リスク・コンプライアンス室及び内部監査室において担当します。

b. 本資産運用会社の各組織の業務分掌体制

(a) 本資産運用会社の各組織の業務分掌体制

本資産運用会社において、発行者より委託を受けた資産の運用に係る業務を行う私募ファンド運用本部（ファンド・マネジメント事業本部（ファンド・マネジメント第二部）、アセット・マネジメント第二事業本部（アセット・マネジメント第四部））、リスク・コンプライアンス室及び内部監査室の業務分掌体制は以下のとおりです。

部署名	分掌業務
私募ファンド運用本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンド・マネジメント事業本部、アセット・マネジメント第一事業本部、アセット・マネジメント第二事業本部、事業開発第一部、事業開発第二部、ストラクチャード・ファイナンス部、プリンシパル・インベストメント部及びファシリティ・マネジメント部の業務の統括に関する事項 ・ 不動産特定共同事業に関する対象不動産の取得価格の適正性の判断に関する事項
ファンド・マネジメント事業本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンド・マネジメント各部の業務の統括に関する事項
ファンド・マネジメント第二部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資一任契約の締結に関する事項 ・ 個別ファンドの運用方針の策定に関する事項 ・ ファンド運用計画書及び変更計画書の立案 ・ ファンド事業予算の立案及び執行管理に関する事項 ・ ファンド運用資産の管理会社の監理、監督及び指導に関する事項 ・ ファンド運用資産の取得、処分、管理その他の運用に係る業務 ・ その他ファンド運用、資産管理に付随する業務に関する事項（電子記録移転権利に係る公募等支援業務に関する事項を含む。） ・ 投資助言・代理契約の締結に関する事項 ・ ファンド組入資産の取得、処分、管理に係る助言業務に関する事項 ・ その他ファンドへの投資助言業務に付随する業務に関する事項 ・ 受託資産の月次レポートに関する事項 ・ 会計事務所等との折衝に関する事項 ・ 月次、四半期、年次運用報告書の作成に関する事項 ・ 法定帳簿の作成に関する事項 ・ ファンド・マネジメント第二部が行う投資運用業及び投資助言・代理業に関連する受託資産の取得・売却に係る第二種金融商品取引業に関する事項 ・ ファンド・マネジメント第二部が行う投資運用業及び投資助言・代理業に関連する受託資産の取得・売却に係る宅地建物取引業に関する事項 ・ 不動産特定共同事業者等が運営する匿名組合の経理・計算・税務・財務に関する事項 ・ 対象不動産の運用状況のモニタリングに関する事項 ・ 不動産特定共同事業を執行するためのシステム管理に関する事項 ・ 不動産特定共同事業者等及び運営する匿名組合の開示書類の作成に関する事項 ・ その他上記に付随又は関連する事項

部署名	分掌業務
アセット・マネジメント第二事業本部 アセット・マネジメント第四部	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセット・マネジメント（第二事業本部）各部の業務の統括に関する事項 ・ 投資一任契約の締結に関する事項 ・ ファンド事業予算の立案及び執行管理に関する事項 ・ 個別ファンドの運用方針の策定に関する事項 ・ ファンド運用計画書及び変更計画書の立案 ・ ファンド運用資産の管理会社の監理、監督及び指導に関する事項 ・ 投資助言・代理契約の締結に関する事項 ・ ファンド運用資産の取得、処分、管理その他の運用に係る業務 ・ その他ファンド運用、資産管理に付随する業務に関する事項 ・ ファンド組入れ資産の取得、処分、管理に係る助言業務に関する事項 ・ その他ファンドへの投資助言業務に付随する業務に関する事項 ・ 運用資産等のデューデリジェンスに関する事項 ・ その他不動産関連特定投資運用業務に係る事項 ・ 受託資産の月次レポートに関する事項 ・ 会計事務所等との折衝に関する事項 ・ 月次、四半期、年次運用報告書の作成に関する事項 ・ 受託資産管理に係る指図に関する事項 ・ 法定帳簿の作成に関する事項 ・ 第二種金融商品取引業務に関する事項 ・ 宅地建物取引業務に関する事項（不動産の売買等） ・ 事業計画書の立案に関する事項 ・ 特例事業者の業務委託内容の検討及び契約締結に関する事項 ・ 顧客の勧誘（第四号事業に該当するものを除く。）に関する事項 ・ 特例事業者による対象不動産の取得・売却に関する事項 ・ 対象不動産の賃貸等の業務受託会社との窓口を含む賃貸管理に関する事項 ・ 各匿名組合員への収益の分配に関する事項 ・ 運営する匿名組合事業の管理に関する事項 ・ 委託先の選定及び管理に関する事項 ・ マスターレシー変更時における契約条項の精査等、特例事業者の期中管理以外の特殊事項に係る検討・実施に関する事項 ・ その他上記に付随または関連する事項
リスク・コンプライアンス室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全社業務全般に係るリスク管理体制の整備、検証に係る事項 ・ リスク・コンプライアンス委員会の運営に係る事項 ・ 全社コンプライアンス体制の整備、管理に関する事項 ・ 全社コンプライアンス推進に係る事項（教育） ・ 訴訟及び企業法務に関する事項 ・ 情報セキュリティ管理に関する事項 ・ 個人情報保護に関する事項 ・ 稟議案件、契約行為、規程運用等に係る審査に関する事項 ・ 広告物等の適法性審査に係る事項 ・ 法人関係情報の管理に関する事項 ・ 顧客情報の統括管理に関する事項 ・ 苦情、クレーム等の処理に関する事項 ・ 「疑わしい取引」の管理、届出等に関する業務 ・ 取引先の与信管理に係る統括管理に関する事項 ・ 法定帳簿に係る統括管理に関する事項 ・ 株主総会及び取締役会の運営に関する事項
内部監査室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査計画の立案・実施・報告に関する業務 ・ 是正勧告・改善指示の管理に関する事項

(b) 委員会の概要

発行者より委託を受けた資産の運用に係る業務に関連する委員会の概要は、以下のとおりです。

リスク・コンプライアンス委員会

委員	委員長（リスク・コンプライアンス室長）、執行役員社長、管理本部長及び1名以上の外部委員(注) (ただし、外部委員が、事故・疾病その他の事由によりやむを得ず出席ができない場合には、委員長は、執行役員社長と協議のうえ、当該外部委員と同等の知識等を有すると認められる弁護士を代行者として選任し、その任に当たらせることができます。)
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク・コンプライアンスに関連する規程等の制定及び改廃に関する事項 ・ 利害関係人との取引に関する事項 ・ 運用方針（個別運用案件、全社の中長期的な運用方針に関する事項） ・ 資産運用に関するリスク及びリスク管理に関する事項 ・ その他リスク・コンプライアンス室長が必要と認めた事項 ・ その他執行役員社長が必要と認めた事項
審議要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク・コンプライアンス委員会における審議は社内規程に基づいて行われますが、原則として、外部委員及びリスク・コンプライアンス室長の出席がない場合は、成立しません。ただし、外部委員の出席に関しては、欠席する外部委員が事前に審議事項等に関する意見を他の委員全員に表明し、他の委員全員の承諾を得た場合は、委員会を開催できるものとします。 ・ 審議事項に係るリスク・コンプライアンス委員会としての承認は、出席した議決権を有するリスク・コンプライアンス委員会委員の全員一致をもって行います。

(注) 外部委員は、委員長（リスク・コンプライアンス室長）が選定し、取締役会が指名する、本資産運用会社と利害関係を有さない弁護士又は公認会計士とします。なお、外部委員を2名以上とする場合には、前記の外部委員に加えて、本資産運用会社と利害関係を有さない弁護士、公認会計士又は不動産鑑定士の公的資格等を有する者を外部委員とすることができます。本書の日付現在、弁護士1名が外部委員に選任されています。

私募ファンド運用本部投資運用委員会

委員	委員長（私募ファンド運用本部長）、執行役員社長、私募ファンド運用本部副本部長たる委員（1名） (注1)、管理本部長及び外部委員（2名）(注2)
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別投資ファンドの運用方針の策定及び改定に関する事項 ・ 資産管理計画書及び変更計画書の策定及び改定に関する事項 ・ 運用資産の取得、処分、管理に関する事項 ・ 個別投資ファンドの資金調達に関する事項 ・ 個別投資ファンドの剰余金処分に関する事項 ・ デット調達に係る契約代理行為 ・ ファンド決算に関する事項 ・ 信託受益権媒介契約の締結に関する事項 ・ その他投資運用に係る重要な事項 ・ その他リスク・コンプライアンス室長が必要と認めた事項 ・ その他私募ファンド投資運用本部長、私募ファンド運用本部副本部長、アセット・マネジメント各部長、ファンド・マネジメント各部長、事業開発各部長、プリンシパル・インベストメント部長又はストラクチャード・ファイナンス部長が必要と認めた事項
審議要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私募ファンド運用本部投資運用委員会は、議決に加わることができる構成員の3分の2以上の者の出席がない場合又は外部委員の出席並びにリスク・コンプライアンス室長の陪席がない場合には、成立しません。ただし、欠席者が事前に審議事項等に関する意見を他の委員全員に表明し、他の委員全員の承諾を得た場合には、委員会を開催できるものとします。 ・ 審議事項に係る委員会としての議案の意思決定機構は、全員一致をもってこれを行います。

(注1) 私募ファンド運用本部副本部長たる委員は、リスク・コンプライアンス室長が選定し、取締役会が指名する、本資産運用会社の私募ファンド運用本部副本部長とします。

(注2) 外部委員は、リスク・コンプライアンス室長が選定し、取締役会が指名する、本資産運用会社と利害関係を有さない不動産鑑定士とします。なお、外部委員を3名以上とする場合には、前記の外部委員に加えて、弁護士、公認会計士又は不動産鑑定士の公的資格等を有する者を外部委員とすることができます。本書の日付現在、不動産鑑定士2名が外部委員に選任されています。

c. 投資運用の意思決定機構

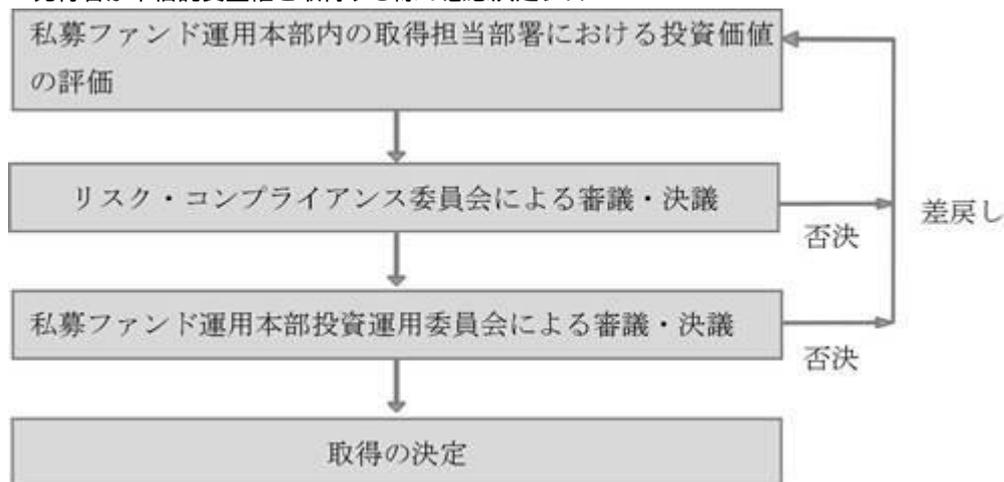
発行者が、本信託受益権を取得する際においては、本資産運用会社の私募ファンド運用本部内の取得担当部署において、本信託受益権の投資価値の評価（デューデリジェンス）を実施しています。かかる投資価値の評価を行うに際しては、本信託受益権の信託財産である本不動産に関連するキャッシュフロー表、不動産鑑定評価書等を検証し、出資金額の適正性の確認を行っています。本資産運用会社の私募ファンド運用本部内の取得担当部署において、かかる投資価値の評価を行った後に、本資産運用会社の私募ファンド運用本部投資運用委員会において発行者による本信託受益権の取得について、発行者の投資方針との整合性や採算性等の観点から検討を行い、当該資産の取得の可否について審議し、決議しています。なお、本信託受益権の売主はトーセイ株式会社（以下「トーセイ」といいます。）であり、利害関係人との取引に該当するため、リスク・コンプライアンス委員会において審議し、決議しています。

また、発行者が、本信託受益権を売却するに際しては、売却価格の検討（売却希望価格、最低売却価格）及び売却方式（売却先候補の探索のための仲介業者等の選定等）を決定し、売却先候補に対する売却価格の交渉及びデューデリジェンスを行った後に、本資産運用会社の私募ファンド運用本部投資運用委員会において売却の可否について審議し、決議しています。

なお、本信託受益権の買主が利害関係人に該当する場合には、リスク・コンプライアンス委員会において審議し、決議しています。

本不動産のリーシングにおいては、マーケット動向を調査・把握し、適切な賃貸条件等の検討を行うとともに、本不動産のプロパティ・マネジメント会社（以下「PM会社」といいます。）であるトーセイ・コミュニティ株式会社のノウハウを最大限活用し、優良なテナントを選定しています。なお、当該選定にあたっては、本資産運用会社の社内規程に従い、テナントが所定のテナント選定基準を満たしていることを確認のうえ、賃料水準、賃貸借契約の内容、契約期間、更新の可否等を総合的に判断して決定しています。

< 発行者が本信託受益権を取得する際の意思決定フロー >



(3) 【大株主の状況】

（本書の日付現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	比率(%) (注)
トーセイ株式会社	東京都港区芝浦四丁目5番4号	10,000	100.0

(注) 「比率」とは、発行済株式総数に対する所有株式数の比率をいいます。

（４）【役員の状況】

（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員 社長(常勤)	塚田 良之	1987年 4月 三井不動産販売株式会社（現 三井不動産リアルティ株式会社）入社 1999年 5月 東誠不動産株式会社（現 トーセイ株式会社）入社 2006年12月 同社 アセットソリューション事業2部長 2008年12月 同社 アセットソリューション事業5部長 2011年12月 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社出向 取締役投資運用二部長 2012年 2月 同社 常務取締役投資運用二部長 2012年 8月 同社 常務取締役投資運用本部長 兼 投資運用本部運用管理部長 2013年12月 同社 常務取締役アセット・マネジメント部長 2014年 9月 同社 常務取締役私募ファンド運用本部長 兼 アセット・マネジメント部長 2017年 2月 同社 専務取締役私募ファンド運用本部長 兼 アセット・マネジメント部長 2017年12月 同社 専務取締役私募ファンド運用本部長 2024年 2月 同社 代表取締役社長 執行役員社長（現任）	-
取締役 常務執行役員 私募ファンド 運用本部長 兼 事業開発 第一部長 (常勤)	神谷 栄次	1992年 4月 株式会社泉郷（現 株式会社セラヴィリゾート泉郷）入社 1997年10月 株式会社サテライト・コンサルティング・パートナーズ 入社 1999年12月 株式会社ジョイント・コーポレーション 入社 2002年 4月 株式会社新日本建物 入社 2003年 5月 U F Jつばさ証券株式会社 （現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2007年 5月 トーセイ株式会社 アセットソリューション事業4部担当部長 2007年10月 トーセイ・アセットマネジメント株式会社出向 取締役 2008年 3月 トーセイ・リート・アドバイザーズ株式会社 （現 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社）出向 2008年 4月 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 取締役ストラクチャード営業部長 2012年 8月 同社 取締役投資運用本部投資開発部長 2014年 9月 同社 取締役私募ファンド運用本部投資開発部長 2016年 3月 同社 取締役私募ファンド運用本部副本部長 兼 プリンシパル・インベストメント部長 2018年 2月 同社 取締役私募ファンド運用本部副本部長 兼 プリンシパル・インベストメント部長 兼 事業開発部長 2018年 6月 同社 取締役私募ファンド運用本部副本部長 兼 プリンシパル・インベストメント部長 2020年 4月 同社 取締役私募ファンド運用本部副本部長 兼 プリンシパル・インベストメント部長 兼 ストラクチャード・ファイナンス部長 2020年12月 同社 取締役私募ファンド運用本部副本部長 兼 プリンシパル・インベストメント部長 2021年12月 同社 取締役私募ファンド運用本部副本部長 兼 プリンシパル・インベストメント部長 兼 ストラクチャード・ファイナンス部長 2022年 3月 同社 取締役私募ファンド運用本部副本部長 2024年 2月 同社 取締役常務執行役員私募ファンド運用本部長 兼 事業開発第一部長（現任）	-

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数 (株)
取締役 (非常勤)	平野 昇	1982年 4月 国分株式会社 入社 1991年 4月 東誠商事株式会社 入社 1995年 5月 同社 取締役 2001年 3月 東誠不動産株式会社(現 トーセイ株式会社) 入社 2002年10月 トーセイ株式会社 常務取締役 2005年 3月 トーセイ・リバイバル・インベストメント株式会社(現 トーセイ・ロジ・マネジメント株式会社) 監査役 2005年 4月 トーセイ・コミュニティ株式会社 監査役 2005年 9月 トーセイ・リート・アドバイザーズ株式会社 (現 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社) 代表取締役 2006年 2月 トーセイ株式会社 取締役専務執行役員管理部門統括 2007年12月 トーセイ・リバイバル・インベストメント株式会社(現 トーセイ・ロジ・マネジメント株式会社) 代表取締役 2013年 1月 トーセイ・リバイバル・インベストメント株式会社(現 トーセイ・ロジ・マネジメント株式会社) 取締役 2013年 2月 トーセイ・コミュニティ株式会社 取締役 2016年 2月 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 取締役(非常勤) (現任) 2017年 4月 トーセイ株式会社 取締役専務執行役員管理部門統括人事部長 2017年12月 同社 取締役専務執行役員管理部門統括(兼人事部長) 2020年 2月 トーセイ・リバイバル・インベストメント株式会社(現 トーセイ・ロジ・マネジメント株式会社) 代表取締役(現任) 2023年 3月 トーセイ株式会社 取締役専務執行役員管理部門統括(現任)	-
監査役 (非常勤)	松崎 洋一	1986年 4月 株式会社協和銀行(現 株式会社りそな銀行) 入行 1998年 7月 株式会社あさひ銀行(現 株式会社りそな銀行) 市場統括部主任調査役 2002年 7月 株式会社大和銀ホールディングス(現 株式会社りそなホールディングス) 市場企画部次長 2003年 3月 株式会社りそなホールディングス 事業企画部次長 2005年 6月 りそな総合研究所株式会社 事業開発部長 2009年 6月 株式会社りそな銀行 総合資金部部長 2012年 4月 同行 信託業務管理部部長 2015年 4月 りそなキャピタル株式会社 監査役 2017年 6月 同社 取締役執行役員 2019年 4月 同社 取締役常務執行役員 2023年 2月 トーセイ株式会社 入社 内部監査部シニアアドバイザー(現任) 2023年 2月 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 監査役(現任)	-

（５）【事業の内容及び営業の概況】

金融商品取引法に基づく登録を受けて金融商品取引業を営んでいます。なお、本資産運用会社は、本書の日付現在、以下の組合等の資産の運用を受託しています。

組合等の名称	基本的性格	設立 年月日	純資産額	
			総額 (千円)	内国有限証券投資事業権利 等1口当たりの額(円)
MALD合同会社	不動産信託受益 権への投資	2020年 9月 3日	54,026,520	-
東京オフィス2合同会社	不動産信託受益 権への投資	2021年12月24日	12,278,026	-
パライバ合同会社	不動産信託受益 権への投資	2023年10月11日	11,249,695	-
カシオペア1白金高輪合同会社	不動産信託受益 権への投資	2019年 9月12日	11,069,188	-
カシオペア59新栄4合同会社	不動産信託受益 権への投資	2019年 9月17日	6,123,580	-
カシオペア54レジデンス阿波座合同会社	不動産信託受益 権への投資	2019年 9月17日	5,683,220	-
カシオペア5日本橋合同会社	不動産信託受益 権への投資	2019年 9月13日	5,135,533	-
合同会社H o s a	不動産信託受益 権への投資	2017年10月25日	3,193,706	-
フロックス合同会社	不動産信託受益 権への投資	2023年 1月19日	3,078,372	-
合同会社オーケーチャタン	不動産信託受益 権への投資	2020年 4月20日	2,365,673	-

4【組合等の経理状況】

(i) 中間財務諸表の作成方法について

本匿名組合の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）に基づいて作成しています。

(ii) 監査証明について

本匿名組合は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2023年9月1日から2024年2月29日まで）の中間財務諸表について、新創監査法人の中間監査を受けています。

（１）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年8月31日)	当中間会計期間 (2024年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,740	24,120
信託現金及び信託預金	52,228	53,745
前払費用	121	262
未収消費税等	30,448	30,448
流動資産合計	106,538	108,575
固定資産		
有形固定資産		
信託建物	283,094	283,094
信託構築物	1,379	1,379
信託土地	776,571	776,571
減価償却累計額	10,533	19,553
有形固定資産合計	1,050,512	1,041,492
投資その他の資産		
長期前払費用	8,852	7,868
投資その他の資産合計	8,852	7,868
固定資産合計	1,059,364	1,049,360
繰延資産		
創立費	27,567	24,504
開業費	2,165	1,925
繰延資産合計	29,733	26,429
資産合計	1,195,636	1,184,366
負債の部		
流動負債		
未払金	865	1,421
未払費用	4,716	4,168
前受金	4,998	5,068
未払消費税等	-	1,816
流動負債合計	10,579	12,475
固定負債		
長期借入金	580,000	580,000
信託預り敷金及び保証金	33,657	33,657
固定負債合計	613,657	613,657
負債合計	624,237	626,133
純資産の部		
匿名組合出資金	570,000	558,475
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失（ ）	1,398	241
剰余金合計	1,398	241
純資産合計	571,398	558,233
負債純資産合計	1,195,636	1,184,366

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）
営業収益	
貸貸事業収入	25,664
駐車場収入	1,260
その他の収入	2,811
営業収益合計	29,736
営業費用	
管理業務費	1,997
水道光熱費	2,188
損害保険料	121
修繕費	1,651
減価償却費	9,020
信託報酬	300
ファンド・マネジメント報酬	2,169
支払報酬	3,412
支払手数料	61
雑費	9
営業費用合計	20,930
営業利益	8,805
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益合計	0
営業外費用	
支払利息	4,652
長期前払費用償却	983
創立費償却	3,063
開業費償却	240
営業者報酬	100
その他	7
営業外費用合計	9,047
経常損失（ ）	241
税引前中間純損失（ ）	241
中間純損失（ ）	241

【注記事項】

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針）

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主な固定資産の減価償却の方法及び耐用年数は次のとおりであります。

信託建物...定額法 2～24年

信託構築物...定額法 4年

(2) 繰延資産の処理方法

創立費

定額法（5年）を採用しています。

開業費

定額法（5年）を採用しています。

(3) 収益及び費用の計上基準

収益に関する計上基準

本匿名組合の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

水道光熱費収入

東京都渋谷区に本匿名組合が所有するオフィスビルをエンドユーザー等に賃貸する事業を行っており、顧客との賃貸借契約に基づき、電気・ガス・水道等のサービスを利用可能にする義務を負っています。当該履行義務はサービスが提供される一定期間にわたり充足されるものであり、顧客が使用した電気・ガス・水道等の使用量を測定し、この測定した使用量に請求単価を乗じた金額を収益として認識しています。代金は前月分を当月末に支払いを受けています。

(4) その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項

不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法

保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、中間貸借対照表及中間損益計算書の該当勘定科目に計上しています。

なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、中間貸借対照表において区分掲記しています。

信託現金及び信託預金

信託建物、信託構築物、信託土地

信託預り敷金及び保証金

（中間貸借対照表関係に関する注記）

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産（帳簿価額）は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年8月31日）	当中間会計期間 （2024年2月29日）
信託現金及び信託預金	52,228	53,745
信託建物	272,763	263,915
信託構築物	1,177	1,005
信託土地	776,571	776,571

担保付債務は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年8月31日）	当中間会計期間 （2024年2月29日）
長期借入金	580,000	580,000

（中間損益計算書関係に関する注記）

該当事項はありません。

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引（貸主側）

解約不能に係る未経過リース料

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお「現金及び預金」「信託現金及び信託預金」については、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しています。また「未払金」「未払費用」は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

前事業年度（2023年8月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)信託預り敷金及び保証金	33,657	33,670	13
(2)長期借入金	580,000	580,420	420

(*) 負債に計上されているものについては で表示しています。

当中間会計期間（2024年2月29日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)信託預り敷金及び保証金	33,657	33,643	14
(2)長期借入金	580,000	580,282	282

(*) 負債に計上されているものについては で表示しています。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価：	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：	観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年8月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額(*)	時価(*)			差額
		レベル1	レベル2	レベル3	
(1)信託預り敷金及び保証金	33,657	-	33,670	-	13
(2)長期借入金	580,000	-	580,420	-	420
合計	613,657	-	614,090	-	433

(*) 負債に計上されているものについては で表示しています。

当中間会計期間（2024年2月29日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額(*)	時価(*)			差額
		レベル1	レベル2	レベル3	
(1)信託預り敷金及び保証金	33,657	-	33,643	-	14
(2)長期借入金	580,000	-	580,282	-	282
合計	613,657	-	613,925	-	267

(*) 負債に計上されているものについては で表示しています。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 信託預り敷金及び保証金については、預託期間の見積りを行い、当該期間に対応する国債の利率に信用リスクを加味した利率を用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(2) 長期借入金については、固定金利によるものであり、元金の合計額を同様の借入れを行った場合に適用される利率で割引計算する方法により算出しており、レベル2の時価に分類しています。

（賃貸等不動産の状況に関する事項）

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自2023年9月1日 至2024年2月29日）

（単位：千円）

	顧客との契約から生じる収益	外部顧客への売上
賃貸事業収入	-	25,664
駐車場収入	-	1,260
その他の収入	2,811	2,811
合計	2,811	29,736

（注）企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の対象となる賃貸借事業収入等は企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用外となるため、「顧客との契約から生じる収益」には含めていません。なお主な顧客との契約から生じる収益は水道光熱費収入等です。

（セグメント情報等）

本匿名組合は、不動産業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

（1口当たり情報）

（単位：円）

	前事業年度 （自 2023年2月14日 至 2023年8月31日）
1口当たり純資産額	5,012,271

（単位：円）

	当中間会計期間 （自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）
1口当たり純資産額	4,896,786
1口当たり中間純損失	2,121

（注1）1口当たり中間純損失は、中間純損失を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。なお、潜在投資口調整後1口当たり中間純損失については、潜在投資口が存在しないため記載していません。

（注2）1口当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 （自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）
中間純損失（千円）	241
匿名組合員に帰属しない金額（千円）	-
匿名組合員に係る中間純損失（千円）	241
期中平均投資口数（口）	114

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

5【その他】

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失()	241
長期前払費用償却	983
創立費償却	3,063
開業費償却	240
減価償却費	9,020
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	4,652
その他の流動資産の増減額(は増加)	141
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,869
小計	19,446
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	4,627
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,819
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	
匿名組合出資の返還による支出	11,524
配当金の支払額	1,398
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,923
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,895
現金及び現金同等物の期首残高	75,969
現金及び現金同等物の中間期末残高	77,865

【匿名組合出資金元本残高・未分配利益の金額の明細】

(単位：千円)

項 目	匿名組合 出資金 元本出資額	損益分配	損益分配内訳		現金分配	現金分配内訳		匿名組合 出資金残高	未払分配 利益残高
			匿名組合 出資金	未分配利益		匿名組合 出資金	未分配利益		
2023年2月14日 元本出資金	570,000	-	-	-	-	-	-	570,000	-
2023年8月31日 損益分配	-	1,398	-	1,398	-	-	-	570,000	1,398
2023年11月30日 現金分配	-	-	-	-	12,923	11,524	1,398	558,475	0
2024年2月29日 損益分配	-	241	-	241	-	-	-	558,475	241
累計	570,000	1,157	-	1,157	12,923	11,524	1,398	558,475	241

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月28日

トーセイ・プロパティ・ファンド（シリーズ2）匿名組合

営業者 トークン・ツー合同会社

代表社員 一般社団法人トークン・ツー

職務執行者 鄭 武壽 殿

新創監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

坂 下 貴 之

指定社員

業務執行社員

公認会計士

飯 島 淳

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「組合等の経理状況」に掲げられているトークン・ツー合同会社を営業者とするトーセイ・プロパティ・ファンド（シリーズ2）匿名組合の2023年9月1日から2024年8月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（2023年9月1日から2024年2月29日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トーセイ・プロパティ・ファンド（シリーズ2）匿名組合の2024年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年9月1日から2024年2月29日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、営業者から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、匿名組合は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

利害関係

営業者と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は営業者（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。